

新型コロナウイルス感染症

第6波に打ち克つ対策を進めています



杉並区長 田中良

国内での感染者数は一見落ち着きを見せていますが、海外では感染者数が増加し、新たな脅威となっているオミクロン株については、いまだ詳細が明らかになっていません。

区では、「第6波が来ても必ず打ち克つ」という思いで精力的に対策を進めています。区民の皆さまにおかれましても、引き続き感染予防を徹底していただきますよう、ご協力をお願いいたします。

医療提供体制の強化

■抗体カクテル療法専用病床の確保 最大30床確保

軽症者の重症化を予防し、医療機関の負荷を軽減させるため、抗体カクテル療法（中和抗体療法）の専用病床を設置します。

- ・区内5基幹病院に抗体カクテル療法の専用病床を18床確保
- ・集団接種会場（桃井原っぱ公園【仮設会場】）を転用し、中和抗体投与ステーション（専用病床12床）の開設を準備

※抗体カクテル療法：軽症者等に対して重症化防止を目的に行う点滴治療。発症から7日以内で基礎疾患等の重症化リスクがあり、酸素投与がされていない方が対象。

■新型コロナ病床の確保 最大125床程度

第5波への対応の中で、区内基幹病院の新型コロナ専用病床は最大125床まで拡大しました。今後、第6波の到来時には、改めて速やかに専用病床を確保していきます。

■訪問診療等体制の強化 訪問診療医20名体制

自宅療養者が増大した場合に備えて、杉並区医師会や訪問看護ステーションの協力を得て、訪問診療等の医療提供体制を強化します。

- ・新型コロナ訪問診療医（オンライン診療を含む）を20名まで増員
▶ 11月から実施
- ・容体が悪化した自宅療養者宅を訪問し、酸素や薬の投与、点滴、経過観察等を実施
- ・区で酸素濃縮装置を22台確保

感染拡大防止策の強化

■抗原簡易検査キットの配布

検査キット
約1200施設に配布

教育・社会福祉施設等のクラスターを防止するため、抗原簡易検査キットを約1200施設に配布し、感染が疑われる職員等が即座に検査できる環境を整備します。

■3回目接種の体制拡充

集団接種会場
5カ所

12月1日から3回目の接種を開始し、今後も対象者に接種券（クーポン）を順次送付します。また、対象者の拡大に伴い、現在休止している集団接種会場2カ所を2月に再開するとともに（合計5カ所）、病院・診療所についても接種を順次拡大します。

今後の接種券発送予定日

接種対象者（2回目接種した日）	発送予定日
5月1日～6月6日	12月22日(水)
6月7日～13日	4年1月11日(火)



▲3回目接種について
(区ホームページ)

保健所体制の強化

■受診・相談センターの受付体制の強化

受付人数
最大48名

杉並区受診・相談センターの受付人数を、感染者の増加に併せて現在の10名から最大48名まで増員し、相談者からの電話を確実に受けとめ、速やかに対応できる体制を整備します。

■自宅療養者支援体制の強化

自宅療養者1800人に対応

第5波で自宅療養者が一時1000人を越えたことを踏まえ、パルスオキシメーターを3900個確保するとともに、1日2回の電話による健康観察業務を民間事業者に委託し、最大1800人の自宅療養者に対し十分な健康観察を実施できる体制を構築します。なお、相談内容の正確な記録に万全を期すため、全ての会話を録音するシステムを導入します。

■患者管理システムの導入

相談から療養終了までの陽性患者等の情報を一元管理できるシステムを導入した上で、保健所職員および医療機関と情報共有を図り、効率的で質の高い患者支援を行います。

杉並区新型コロナワクチン接種コールセンターの電話番号が変わります

接種予約等でご利用いただくコールセンターの電話番号が**4年1月4日(火)**から変わります。現在の電話番号は12月28日(火)まで使用できます。なお、**12月29日(水)～4年1月3日(月)**は休業日です。

旧番号（12月28日(火)まで）	新番号（4年1月4日(火)から）
☎0570-666-542（ナビダイヤル）	☎0120-023-015（フリーダイヤル）

※いずれも受け付け時間は午前9時～午後5時（土・日曜日、祝日を含む）
※5月1日～6月6日に2回目接種を受けた方へ12月22日に発送を予定している接種券に同封する案内文には新番号の記載はありません。掛け間違いにご注意ください。

年末年始の集団接種会場休業日

区の集団接種会場の休業日は下表のとおりです。

施設名	休業日
阿佐谷ワクチン接種特設会場（阿佐谷南2-14-9）	12月27日(月)～4年1月6日(木)
立正佼成会法輪閣（和田2-8-36）	12月27日(月)～4年1月6日(木)
タウンセブンホール（上荻1-9-1荻窪タウンセブンビル8階）	12月23日(木)～4年1月6日(木)

子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）

対象

平成15年4月2日～令和4年3月31日生まれの児童を養育し、令和2年の所得が児童手当（本則給付）の所得制限限度額未満の方

支給金額

対象児童一人当たり5万円

支給方法

●9月分児童手当（本則給付）を区から受給している方
申請不要で12月末ごろに支給予定。高校生相当のお子さんもいる場合は、併せて支給します。

●上記以外の方
原則、**申請が必要です。4年1月上旬以降に申請方法のご案内をお送りします。**

※クーポン事業については、詳細が分かり次第、広報等でお知らせします。

園子ども家庭部管理課子ども医療・手当係